

議案第 70 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
令和 2 年 11 月 26 日 提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

令和 2 年 12 月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当を減額し、及び一般職の職員の期末手当の支給割合の改正に伴い、当該特別職の常勤職員の期末手当の支給割合を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例

第1条 朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成17年朝来市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年12月期の期末手当の特例）

7 令和2年12月に支給する期末手当の額は、第3条第4項の規定に関わらず、同条第3項から第5項まで及び第7項の規定に基づいて支給されるべき期末手当の額から、これらの額に、市長にあつては100分の30、副市長及び教育長にあつては100分の10を、それぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。

第2条 朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第 70 号資料

### 朝来市特別職の常勤職員の給与条例新旧対照表（第 1 条関係）

現 行	改 正 案
<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和 2 年 12 月期の期末手当の特例)</u></p> <p>7 <u>令和 2 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 3 条第 4 項の規定に関わらず、同条第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に基づいて支給されるべき期末手当の額から、これらの額に、市長にあっては 100 分の 30、副市長及び教育長にあっては 100 分の 10 を、それぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。</u></p>

### 朝来市特別職の常勤職員の給与条例新旧対照表（第 2 条関係）

現 行	改 正 案
<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>